

## 第2章 給料・手当

### 浜田地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例

平成9年3月31日

条例第19号

改正 平成10年3月10日条例第1号 平成11年3月31日条例第5号

平成12年3月3日条例第3号 平成13年3月8日条例第2号

平成14年3月8日条例第6号 平成17年9月30日条例第8号

（趣旨）

第1条 この条例は、浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例（平成17年浜田地区広域行政組合条例第7号）において準用する浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）第20条の規定に基づき、浜田地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（特殊勤務手当の種類）

第2条 特殊勤務手当は、危険物取扱手当とする。

（危険物取扱手当）

第3条 危険物取扱手当は、法令等の定める資格を有する職員が、その資格を有し、その業務を命ぜられ従事した場合及び危険作業を命ぜられ従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 石油類の取扱職員 1日につき70円
- (2) 技術管理者 1日につき70円
- (3) 酸素欠乏危険作業主任者 1日につき70円
- (4) 危険作業従事者 1日につき300円

（その他）

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月10日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間における廃棄物作業手当(月額)の支給額については、第7条第2項に規定する額から当該額の100分の20を減じて得た額とする。

附 則(平成11年3月31日条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月3日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間における廃棄物作業手当(月額)の支給額については、第3条第2項に規定する額から当該額の100分の20を減じて得た額とする。

附 則(平成13年3月8日条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月8日条例第6号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第8号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。